

千葉県学校給食検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 より豊かな学校給食のあり方を検討し、今後の学校給食の構想を策定するため、千葉県学校給食検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 将来の食器具の改善と施設環境整備に関すること。
- (2) 学校給食の栄養・衛生管理に関すること。
- (3) 給食費に関すること。
- (4) その他学校給食の環境整備等に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員長は学校教育部長を、副委員長は小中学校長学校運営協議会小学校代表（健康安全委員会）をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員に事故があるとき又は委員が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する者が会議に出席して、その職務を行うことができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 検討委員会に小中学校給食検討部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。
- 3 部会長は小中学校長学校運営協議会小学校代表（健康安全委員会）を、副部会長は小中学校長学校運営協議会中学校代表（健康安全委員会）をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会委員以外の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(専門分科会)

第7条 専門の事項を調査研究するため必要があるときは、部会に専門分科会（以下「分科会」という。）を置くことができる。

- 2 分科会の委員は、部会の中から部会長が指名する。
- 3 分科会に、分科会の委員の互選により、分科会長を置く。
- 4 分科会長は、分科会の会務を掌理する。

(事務局)

第8条 検討委員会の事務局は、学校教育部保健体育課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月27日から施行する。

<別表第1>

千葉県学校給食検討委員会委員

学校教育部長

小中学校長学校運営協議会小学校代表（健康安全委員会）

小中学校長学校運営協議会中学校代表（健康安全委員会）

栄養教職員会小学校代表

栄養教職員会学校給食センター代表

総務課長

学事課長

保健体育課長

<別表第2>

小中学校給食検討部会委員

小中学校長学校運営協議会小学校代表（健康安全委員会）

小中学校長学校運営協議会中学校代表（健康安全委員会）

小中学校給食指導主任会小学校代表

小中学校給食指導主任会中学校代表

栄養教職員会小学校・特別支援学校代表 3名

栄養教職員会学校給食センター代表